

陳情第6号

福井県屋外広告物条例・施行規則等の見直し案に関する陳情

1 趣 旨

自家広告物の高さ制限、総量制限に関する見直し案の数値について、今回の案の数値に変更した場合、大手企業、一般商業者の看板、経済活動が著しく制限され、業者の廃業、大手企業の衰退、一般商業者の廃業につながることになる。

いわゆる屋外広告物は、街の賑わいを創出している大事な要素である。純粋な経済活動である広告の設置を厳しい基準で縛ることは、経済活動を衰退させるものである。

以上のことから、下記事項について陳情する。

記

- (1) 自家広告物の高さ制限について、見直し案の高さ制限となった場合、街路樹に紛れて、広告としての役目を果たすことができない。また、全国チェーンの店舗では、遠いところからでも見えるように、ある程度の高さが必要になる。特に道幅の広い幹線道路では、現状に合った高さ制限とすること。また、前面道路に街路樹があるか否かで、制限を変える等の配慮をすること。
- (2) 自家広告物の総量制限について、全国的に見て縮小傾向であるかもしれないが、大手企業が撤退し、人口減少が現実化する中で、福井県のような小さな県が他県に歩調を合わせることによって、ますます衰退し、商業活動にも弊害が出るように思われる。福井県の実情に合わせ、にぎわいを創出し、街を活性化し、集客するためにも、総量制限は現状のままとすること。
- (3) 福井県屋外広告物条例に基づく現行制度の高さ制限、総量制限の数値を変更しないこと。
- (4) 県が進めている景観行政について、組合加入の我々業者は、協力を惜しまないが、看板は景観の一部に過ぎず、景観を形成している建物、電柱、モニュメント、街路樹、その他自動販売機や道路附属物なども含めて、総合的な見直しを行うこと。

2 提 出 者

福井県屋外広告美術協同組合 理事長 山口昇行

3 受理年月日

平成27年9月3日